

# 特別法人事業税

地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、地方法人課税における税源の偏在を是正するための措置として、令和元年度（平成31年度）税制改正により創設された国税です。なお、平成20年度税制改正において創設された、地方法人特別税は令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止されています。

## 納税義務者

法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者

## 納税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{各事業年度の法人事業税額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array}$$

（所得割額又は収入割額）

## 税率（令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用）

課税標準の区分	法人の区分		税率		
			A	B	C
法人事業税 所得割	外形標準課税法人		260.0%		
	その他の 所得割課税法人	特別法人以外の法人	37.0%		
		特別法人	34.5%		
法人事業税 収入割	電気供給業（発電事業・小売電気事業及び特定卸供給事業を除く）、導管ガス供給業、生命保険業、損害保険業を行う法人		30.0%		
	電気供給業（発電事業及び小売電気事業及び特定卸供給事業）を行う法人	ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人	30.0%	40.0%	
				30.0%	62.5%

- (注) ・ 「A」の税率：令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度  
・ 「B」の税率：令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度  
・ 「C」の税率：令和4年4月1日以降に開始する事業年度

## 申告と納税

法人事業税と併せて行います。

## 都道府県への譲与

特別法人事業税の収入額は、用途を限定しない一般財源として、令和2年度から各都道府県に「特別法人事業譲与税」として譲与されます。